

桶川市振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、桶川市振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市振興計画の策定その他の実施に関し必要な調査及び審議を行うため桶川市振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市民
- (3) 市の教育委員会の委員
- (4) 市の農業委員会の委員
- (5) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

桶川市振興計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

NO	団 体 名	氏 名
1	桶川市議会 (第1号)	いわさき たかし 岩崎 隆志
2	桶川市議会 (第1号)	おかの ちえこ 岡野 千枝子
3	桶川市議会 (第1号)	にいつま りょう 新妻 亮
4	桶川市青少年相談員協議会 (第2号)	いのうえ ごろう 井上 悟郎
5	桶川市青少年相談員協議会 (第2号)	あきやま りんか 秋山 梨花
6	桶川市教育委員会 (第3号)	みずむら じつお 水村 実男
7	桶川市農業委員会 (第4号)	こみね かんじ 小峯 完治
8	桶川市民生委員・児童委員協議会 (第5号)	なかむら ふみお 中村 文雄
9	桶川市商工会 (第5号)	かとう きよし 加藤 清
10	桶川市区長会 (第5号)	よしだ こうぞう 吉田 耕造
11	日本大学理工学部 (第6号)	おおさわ まさはる 大沢 昌玄
12	早稲田大学環境総合研究センター (第6号)	ながい ゆうじ 永井 祐二